

議案第 7 3 号

あきる野市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 1 1 月 2 6 日

提出者 あきる野市長 村 木 英 幸

提案理由

職員との均衡を図るため、会計年度任用職員の期末手当を改定することから、規定を整備する必要がある。

あきる野市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 あきる野市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年あきる野市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「1 0 0 分の 7 0」を「1 0 0 分の 6 5」に改める。

第 2 条 あきる野市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「1 0 0 分の 6 5」を「1 0 0 分の 6 7 . 5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。